

令和8年度派遣助成金を申請される皆様へ（申請マニュアル）

～申請、交付決定、実績報告、交付（支払）までの手順など～

【大会派遣助成制度について】

釧路市では、児童生徒が予選等を経て、釧路市外で開催される文化芸術、社会教育関係の全道的な規模以上の会等へ参加する場合、その経費の一部を助成しています。

【助成対象】

釧路市民で、次の内容に該当する小学生、中学生、高校生

※同一の個人に対する助成は、年2回が限度となりますのでご注意ください。

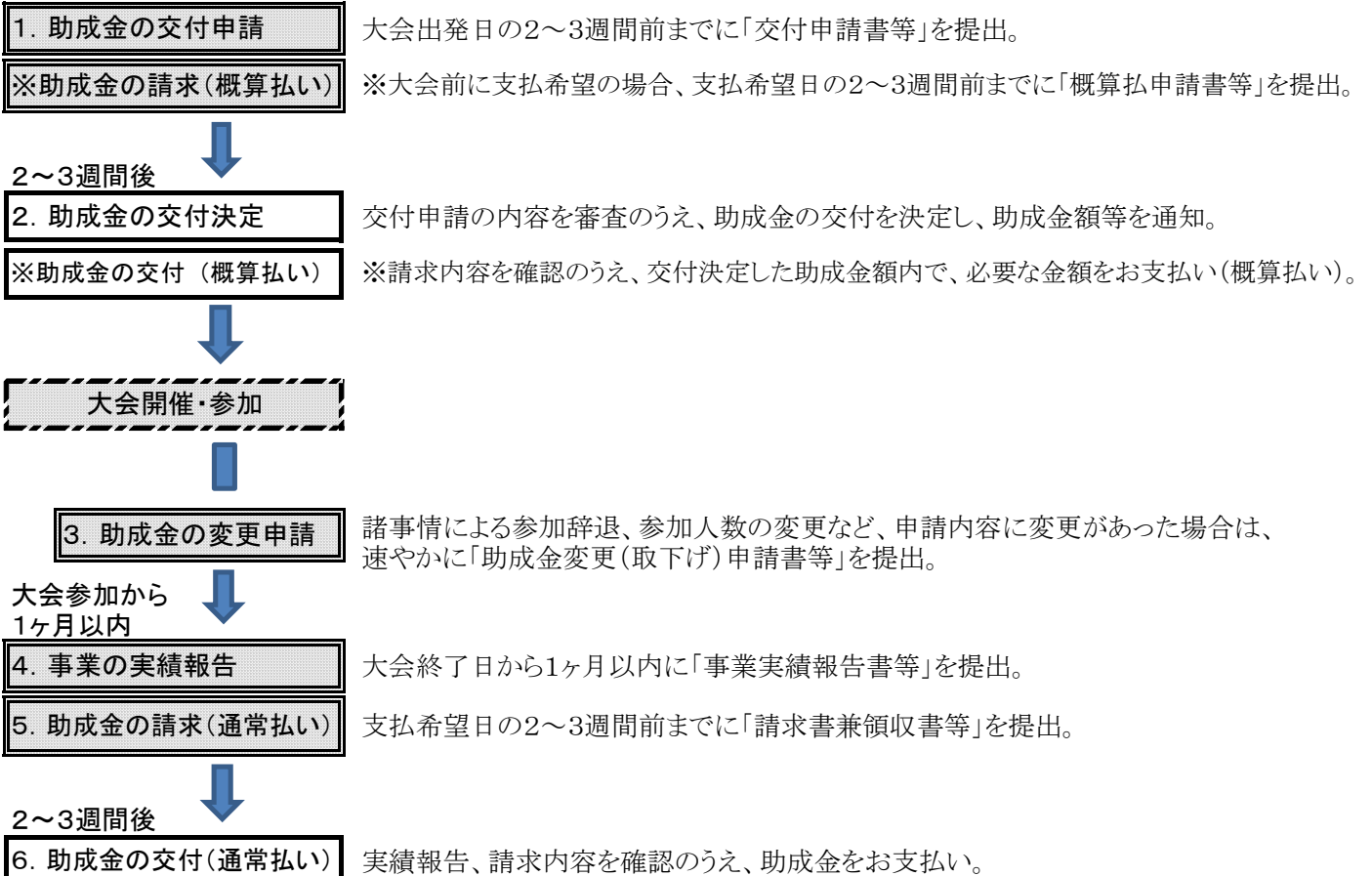
※助成対象となるかどうか不明な場合は、生涯学習課（☎0154-31-4579）までお問い合わせください。

対象となる発表会等		対象者
主催団体または後援団体	規模	
国 北海道（北海道教育委員会） 吹奏楽連盟 高等学校文化連盟	全道規模	(1) 当該発表会等の予選等（音源審査や動画審査等を除く）を経て、発表会等の開催要綱に基づく出場者として出場する小学生、中学生又は高校生 (2) (1)を引率する者
	全国規模以上	(1) 当該発表会等の予選等を経て、発表会等の開催要綱に基づく出場者として出場する小学生、中学生又は高校生 (2) (1)を引率する者
その他教育長が認める団体	全道規模	(1) 当該発表会等の予選等（音源審査や動画審査等を除く）の出場部門において最上位の成績を残し、発表会等の開催要綱に基づく出場者として出場する小学生、中学生又は高校生 (2) (1)を引率する者
	全国規模以上	(1) 当該発表会等の予選等を経て発表会等の開催要綱に基づく出場者として出場する小学生、中学生又は高校生 (2) (1)を引率する者
その他、教育長が特に必要と認める場合		

【申請について】

文化芸術・社会教育の派遣助成金を受けるにあたっては、以下の事務手続きにより行ってください。各申請書等の書類を、提出前にファックスやメールで送付いただければ、内容を確認いたしますので、手続きがスムーズになります。手続きに不明な点がありましたら、お気軽にお問合せください。

: 申請者の行う事務 : 生涯学習課の行う事務



- 各申請書等には、申請者名（団体名（学校名や同好会名等）、職氏名）の記載が必要です。
（申請者名の例）※必ず職名を入れてください。
部活動の場合…「〇〇学校 校長 〇〇」、「〇〇学校 代表 〇〇（担当者名）」 など
同好会の場合…「〇〇同好会 会長 〇〇」、「〇〇同好会 代表 〇〇」 など
個人の習いごとの場合…「〇〇学校 代表 〇〇」、「〇〇教室 代表 〇〇」 など
- ・押印がなくても申請等ができますが、押印をする場合は「代表者の印」または「代表者の私印」です。「捨印」も押印してください。
- 各申請書等の記載内容を間違った場合、**修正液での訂正は不可**です。
訂正後再提出、または訂正部分に訂正線を引いて訂正のうえ、「代表者の印」か「代表者の私印」を訂正印として押印してください。

1. 助成金の交付申請について

大会の出場時期に応じて、随時、申請を受け付けいたします。
必ず「事前（大会前）申請」をしてください。事前に交付決定しますので、大会出場が決まり次第、余裕を持って申請してください。交付決定までには2～3週間かかります。
事後申請の場合、助成金の交付は認められませんので、ご了承ください。
申請及び交付決定の前に支出したものは、対象経費として認められませんので、ご注意ください。

《申請に必要な書類》

別紙「提出書類チェックリスト」のとおり

《助成額について》

1人あたりの助成額は次のとおりです。

※引率者の助成額は、参加者名簿に記載する出場者の内、人数が最も多い区分となります。

（例）小学生7名、中学生5名、引率者1名の場合 → 引率者の助成区分は「小学生」となる（全道）

小学生 10,000円 引率者 10,000円

中学生 15,000円 引率者 15,000円

高校生 10,000円 引率者 10,000円

（全国・国際） ※カッコ内は、全国発表会等が道内（釧路市外）で開催される場合の金額です。

小学生 23,000円（11,000円） 引率者 23,000円（11,000円）

中学生 38,000円（19,000円） 引率者 38,000円（19,000円）

高校生 25,000円（12,000円） 引率者 25,000円（12,000円）

※助成金の請求・交付（概算払い）について

実績報告の前に助成金が必要な場合には、概算払い申請をすることができます。

支払希望日の確認等がありますので、申請前にご相談ください。

交付（支払い）までには、2～3週間かかりますので、余裕を持って申請してください。

請求内容を確認のうえ、交付決定した助成金額内で、必要な金額を支払い（概算払い）いたします。
詳しくは、「6. 助成金の交付（通常払い）」をご確認ください。

《申請に必要な書類》

別紙「提出書類チェックリスト」のとおり

2. 助成金の交付決定について

申請書等の内容を審査したうえで、助成の決定をいたします。

内容審査の際、内容確認のためにご担当者様へ問い合わせをする場合があります。

決定した場合には「助成金交付決定書」により助成金額等を通知いたします。

3. 助成金の変更申請について

参加人数の変更など、申請内容に変更があった場合は、速やかに申請してください。

助成金を交付（概算払い）済みの場合は、助成金の返還等をしていただきます。

《申請に必要な書類》

別紙「提出書類チェックリスト」のとおり

4. 事業の実績報告について

大会が終了した日から1ヶ月以内に、実績報告を行ってください。

《実績報告に必要な書類》

別紙「提出書類チェックリスト」のとおり

5. 助成金の請求（通常払い）について

実績報告時から、助成金の請求の受け付けをいたします。
支払希望日の2～3週間前までに、請求してください。

《請求に必要な書類》

別紙「提出書類チェックリスト」のとおり

6. 助成金の交付（通常払い）について

実績報告、請求内容を確認のうえ、助成金の交付（支払い）をいたします。
助成金は、原則、口座振込での受け取りとなりますが、振込口座がない場合は事前にご相談ください。
請求書兼領収書に記入した口座へ入金しますので、口座情報に誤りがないかをよくご確認ください。

【担当】

釧路市教育委員会 生涯学習課（担当：高橋、佐藤）
〒085-0016 釧路市錦町2丁目4番地 釧路フィッシャーマンズワーフM00 4階
TEL (0154) 31-4579/FAX (0154) 22-9096
Email : sh-shougaigakushuu@city.kushiro.lg.jp

文化芸術・社会教育の大会出場に係る派遣助成金 提出書類チェックリスト

派遣助成金の申請等にあたっては、以下の表に記載の書類を作成し、教育委員会へ提出してください。

書類の名称	手続き	申請	概算払い (希望する 場合)	実績報告		申請内容の変更	
				概算払い	通常払い	申請取下げ	人数変更
提出期限		大会参加 の前	大会参加 の2~3週 間前	大会終了後 1か月以内		速やかに	
(1) 助成金交付申請書		○					
(2) 事業予算書		○					
(3) 参加者名簿		○		○	○		○※2
(4) 予選を通過したことが分かる書類 (地区大会の賞状の写し等)		○					
(5) 大会内容や規約等が分かるもの (参加する大会の開催要項等)		○					
(6) 補助金等概算払申請書			○				
(7) 請求書兼領収書			○		○		
(8) 助成金交付決定書の写し			○		○	○	○
(9) 口座情報が確認できるもの (通帳の写し等)			○		○		
(10) 委任状 ※1			○		○		
(11) 事業実績報告書				○	○		
(12) 事業決算書				○	○		
(13) 大会の参加結果がわかるもの (賞状の写し、審査結果一覧等)				○	○		
(14) 参加した大会のプログラムなど				○	○		
(15) 補助事業精算報告書				○			
(16) 助成金変更(取下げ)申請書						○	○

※1 委任状は、申請者名と振込口座名義が大きく異なる場合に必要です。

(例) 申請者は学校長名、振込口座も学校名義 → 委任状は不要です

申請者は学校長名、振込口座は保護者名義 → **委任状が必要です**

申請者は父母会会長名、振込口座は父母会会計担当者名義 → **委任状が必要です**

※2 人数変更の場合は、欠場者等が分かる参加者名簿が必要です。

助成事業等に要した「領収書」の保管等について

助成事業については釧路市の監査対象となることがありますので、関係する書類、帳簿等を整備するとともに、当該事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存する必要があります。

今後、その内容の確認等が必要となる場合がありますので、以下に示しています領収書の整理方法等を参考にして整備してください。

なお、支出科目、日付などが整理されていれば、この方法によらなくても構いません。

【整理表の作成】

- 整理表は、支出ごとに日付順に記載する。
- 領収書は、整理表のナンバー順に保管する。

(参考例)

整理表

[単位:円]

No.	日付	科目	内容	支払先	支出金額
1	6/1	事務費	講演会チラシ作成	△△印刷	20,000
2	6/15	事務費	講演会案内通知発送	郵便局	10,000
3	7/5	備品購入費	プリンター購入費	○△電気店	30,000
4	7/15	会場使用料	講演会開催会場使用料	国際交流センター	100,000
5	7/15	機材運搬費	講演会使用機材運搬費	□□宅急便	5,000
6	7/15	講師謝礼	講演会講師謝礼	○○ ○○氏	50,000
7	7/15	食糧費	講師との懇談経費	△○店	30,000
8	7/30	事務費	勉強会開催案内通知	郵便局	10,000
9	8/20	会場使用料	勉強会会場使用料	○○会館	25,000
10	9/20	会場使用料	勉強会会場使用料	○○会館	25,000
			支出合計		

※ 領収書を受け取る場合の注意事項

○宛名は必ず助成金の申請団体名としてください。

(上様は認められません。個人で全道大会等へ出場する場合は出場者または引率者名でも構いません。)

○領収書の但し書き欄は、空欄や品代とせず、品名を記入してください。

購入した品数が多く、領収書に記載しきれない場合は、品名が記載されているレシートや納品書などを添付してください。

■ 大会派遣助成（文化芸術・社会教育） よくあるご質問

1. 部活動や同好会活動ではなく、個人の習い事で大会へ出場することになった場合も交付の対象になりますか？

A. 交付対象の判断は大会内容や予選結果等をもとに行います。「釧路市文化振興条例に基づく派遣助成基準」をご確認いただき、不明な場合はお問い合わせください。

2. 個人の習い事で大会へ出場するため、派遣助成金を申請したいのですが、助成金交付申請書の「申請者欄」はどのように書いたら良いですか？

A. 「〇〇学校 代表 〇〇」、「〇〇教室 代表 〇〇」としてください。申請を代表して行う方を、代表者（保護者など）としていただいて構いません。

3. 実績報告時にホテルや交通機関の領収書は必要ですか？

A. 領収書の提出は求めていませんが、釧路市の監査対象となる場合がありますので、大会終了後、5年間は領収書を保管いただくようお願いいたします。

4. 過去に出場した大会の分も助成金を交付してもらえますか？

A. 釧路市の大会派遣助成金は「大会出場前の申請」を原則としていますので、過去に遡って助成金を交付することはできません。

5. 兄弟姉妹で同じ大会へ出場する場合、どのように申請したら良いですか？

A. 原則同じ申請書で申請を行ってください。ただし、以下のような場合は除きます。

(例 1) 日程は同じだが会場が異なるため、それぞれに引率者が必要な場合
→それぞれで申請を行ってください。

(例 2) 小学生の兄弟姉妹だが、出場する部門の会期が大きく異なる場合

(小学2年生部門：10/8実施、小学6年生部門：10/15実施)

→各部門出場にあたり別途交通費や宿泊費が発生すると考えられますので、同じ大会であってもそれぞれで申請を行ってください。

6. 全道大会で2回申請を行いました、全国大会の出場が決まったので、どちらかを取り下げ、全国大会で申請をし直すことはできますか？

A. 助成金の取り下げはやむを得ない事情による場合に受け付けています。(諸事情により大会が中止となった、出場予定者が体調不良により欠場した など)
既に交付決定している助成金を取り下げ、別の発表会等で申請し直すことは原則認められませんのでご了承ください。

7. 釧路市内に下宿をしている生徒も対象となりますか？

A. 釧路市民が対象となりますので、住民票が釧路市にあれば対象となります。

8. 引率者の住所が釧路市外の場合も対象となりますか？

A. 助成金交付対象者（児童生徒）が釧路市民であれば、引率者の住所が釧路市外でも対象となります。